## 食品産業特定技能協議会 第5回運営委員会 議事要旨

〇日 時 令和3年6月15日(火) (書面による持ち回り開催)

## 〇構成員

法務省出入国在留管理庁政策課長 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長 外務省領事局外国人課長 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 農林水産省食料産業局長 農林水産省大臣官房兼食料産業局審議官 農林水産省生産局畜産部畜産部長 水産庁漁政部漁政部長

一般社団法人外国人食品産業技能評価機	機構 専務理事	石井	俊道	
一般財団法人食品産業センター	専務理事	田辺	義貴	
一般社団法人日本パン工業会	専務理事	阿部	勲	
一般社団法人日本惣菜協会	常務理事	大隅	和昭	
一般社団法人日本冷凍食品協会	専務理事	木村	均	
一般社団法人日本即席食品工業協会	専務理事	吉井	巧	
公益社団法人日本べんとう振興協会	専務理事	嵯峨	哲夫	
全日本菓子協会	専務理事	鶴見	和良	
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	宮島	成郎	
一般社団法人日本食鳥協会	専務理事	鈴木	稔	
全国水産加工業協同組合連合会	専務理事	竹葉	有記	
一般社団法人日本かまぼこ協会	専務理事	奥野	勝	
一般社団法人日本フードサービス協会	常務理事	石井	滋	
公益社団法人日本給食サービス協会	専務理事	山口	宏記	
全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	小城	哲郎	
一般社団法人大阪外食産業協会	業務執行理事	副会長	井上	泰弘
宮城大学	名誉教授	池戸	重信	
公益社団法人国際人材革新機構	代表理事	樋口	公人	
キリン社会保険労務士事務所	所 長	入来院	重宏	

## 〇議事要旨

以下、書面にて開催し、6月15日~6月30日まで各委員に意見を求めた。

1. 飲食料品製造業分野の特定技能2号の追加の検討について

2号の追加についてはほとんどの委員が賛成の意向が多かった。ただし、技能水準については、飲食料品製造業分野の業種が多岐にわたるため慎重な議論が必要である旨の意見が出された。

※外食業分野については、外食業部会で検討。

## (委員からの主な意見)

- ・追加することに賛成。(他、同意見多数)
- ・「業務に必要な熟練した技能」に照らして妥当な技能水準の設定が大事。
- ・どういう人材像が求められるのかを整理していく必要。2号人材が必要かどうかと2号としてどういう人材が必要かはセットで議論していかざるを得ない。
- ・現時点において飲食料品製造業について、特定技能2号の対象にすることを求める声は承知しておらず、業界にニーズがあることが特定技能2号の対象分野に追加するかどうかの検討の前提。飲食料品の製造に関する業務については、製品ごとの製造手法、製造現場の資本装備の違いなどにより千差万別であり、飲食品製造業をひとくくりにして、特定2号の対象分野とするかしないかという議論はできない。
- ・2号を措置(を検討)していくことが既定路線であると理解。基本的には制度を措置した側も制度を活用している側も2号追加は歓迎の立場ではないのか。2号追加は自然の流れと理解するし、一応賛成。
- ・特定技能1号について取組が進んでいない理由がある中で2号を検討する 必要性はいまのところ無いのではないか。
- ・追加の方向で行くべきと思うが、各分野の業界のニーズに基づく基準に沿 うことが重要。
- ・特定技能外国人本人も、継続して就労したいという意見も多く、現在の業界における労働力の量的・質的不足を継続して補うためには、2号の追加は必要な措置。ただし、在留資格の継続延長や家族帯同が可能であること、熟練技能労働者としての位置付けに鑑み、その要件は厳しいものを設定すべき。現在の技能評価試験の単なる延長とならないよう留意する必要。
- ・特定技能2号の追加を希望する製造業者は当然多いと思われる。しかし、 追加の可否については本来慎重に検討すべき。ただし少なくとも追加に向

けた各種(試験等)検討は、すぐにでも始めるべき。 (これを受け、主な団体等のヒアリングを実施し、更に情報を収集すること とした。)

2. 食品産業特定技能協議会(特定技能所属機関及び登録支援機関)の公表について

各委員からは特段反対の意見はなかった。 (これを受け、今後同協議会規約を改正し、公表することとした。)

- 3. 特定技能外国人材関連要領等の改正について 各委員から了承が得られた。
- 4. その他 特になし。

以上